

稚内市廃棄物最終処分場整備運営事業

特定事業の選定について

平成 16 年 7 月 6 日

稚内市

特定事業「稚内市廃棄物最終処分場整備運営事業」の選定について

稚内市（以下「市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI 法」という。）第 5 条第 3 項の規定に基づき、稚内市廃棄物最終処分場整備運営事業に関する実施方針を平成 16 年 6 月 28 日に公表したところである。

この度、同法第 6 条の規定により、稚内市廃棄物最終処分場整備運営事業を特定事業として選定したので、同法第 8 条の規定に基づき、その客観的評価の結果を次の通り公表する。

1. 事業概要

1.1 事業の目的

本事業は、市の廃棄物の適正な処理を行うため、市内に一般廃棄物最終処分場を新設し運営を行うことを目的とする。なお、市は、本事業が、地域再生、地域経済活性の一翼を担うものになることを期待している。

1.2 事業の内容

本事業は、PFI 法に基づき、選定事業者（以下「事業者」という。）が市内に新たに一般廃棄物最終処分場（以下「施設」という。）を設計・建設し、市へ施設の所有権を移転した後、一般廃棄物等を受入れ、施設を運営・維持管理することを事業の範囲とする。

- (1) 事業方式は、施設の建設後、所有権を事業者から市へ移転し、その後運営期間、管理期間を通じて維持管理・運営を行う BTO 方式とする。
- (2) 事業者の収入形態は、サービス購入型とする。
- (3) 事業期間は、次のとおりとする。
 - ・ 整備期間：平成 17 年 10 月から平成 19 年 9 月まで 2 年間
 - ・ 運営期間：平成 19 年 10 月から平成 29 年 9 月まで 10 年間
 - ・ 管理期間：平成 29 年 10 月から平成 31 年 9 月まで 2 年間ただし、市と事業者の協議により、事業期間を延長することができるものとする。

1.3 施設の概要及び規模

- (1) 建設予定地：稚内市新光町 1778 番地他
- (2) 埋立地面積：28,700m²（市の基本設計における想定値）
- (3) 廃棄物埋立容量：約 189,000m³（覆土分は含まない。）
- (4) 受入廃棄物

稚内市から発生する以下の廃棄物

平成 19 年度～平成 23 年度

- ・ 可燃ごみ（収集可燃、直搬可燃、粗大）
- ・ 不燃ごみ（収集不燃、直搬不燃）
- ・ 汚泥及び汚泥焼却残さ

- ・ 動植物性残さ
- 平成 24 年度～平成 29 年度
- ・ 可燃ごみ（収集可燃[生ごみを除く]、直搬可燃[生ごみを除く]、粗大）
 - ・ 不燃ごみ（収集不燃、直搬不燃）
 - ・ 汚泥及び汚泥焼却残さ
 - ・ 動植物性残さ
 - ・ 生ごみ処理施設より発生する残さ

2. 市が直接事業を実施する場合と P F I で実施する場合の評価

2.1 評価方法

- (1) 本事業を P F I 法に基づく事業（以下「P F I 事業」という。）として実施することにより、公共サービスの水準の向上を期待できること、及び事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とした。具体的には、次により評価を行った。
- 1) P F I 事業として実施することの定性的評価
 - 2) 市の財政負担見込額による定量的評価
 - 3) 事業者に移転するリスクの評価
 - 4) 上記による総合的評価
- (2) 市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

2.2 P F I 事業として実施することの定性的評価

公共サービスの水準については、事業者が有する専門性やノウハウを活かした良質なサービスを、安定的かつ継続的に提供することが期待できる。

2.3 市の財政負担見込額による定量的評価

(1) 市の財政負担額算定の前提条件

本事業を市が直接実施する場合及び P F I 事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

市の財政負担額算定の前提条件

	市が直接実施する場合	P F I 事業として実施する場合
財政負担額の主な内訳	工事費 人件費（運転員） 用益費 維持補修費 水質検査費 保険料 リスク調整費	建設一時支払金 割賦料 委託料 アドバイザー費
共通の条件	事業期間：14 年間（整備期間 2 年間、運営期間 10 年間、管理期間 2 年間） 廃棄物埋立容量：約 189,000m ³ （覆土分は含まない。） 割引率：4 % / 年	
資金調達に関する事項	国庫補助金 一般財源 起債 ・償還年数 10 年 ・固定金利 ・利率は近年動向を踏まえて金利設定	資本金 借入金 ・償還年数 10 年 ・固定金利 ・利率は近年動向を踏まえて金利設定
施設整備に関する事項	市の基本設計を参考に設定	市が直接実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定
維持管理・に関する事項	市の基本設計を参考に設定	市が直接実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定

（２） 市の財政負担額の比較

前掲の前提条件に基づく財政負担を比較すると、以下のとおりとなる。ここでは、市が直接実施する場合の財政負担額を 100 とし、指標により比較を行う。

	財政負担の比較
市が直接実施する場合	100
P F I 事業として実施する場合	96

2.4 事業者に移転するリスクの評価

P F I 事業として実施する場合は、市が直接実施する場合に市が負担するリスクの一部を事業者に移転して実施する。このため、移転するリスクの一部についてはリスク調整費として、市が直接実施する場合の財政負担の見込額に加算した。このリスク調整費の対象外としたリスクは、データの制約等から定量化が困難であったものであるが、P F I 事業として実施する場合に事業者が負担するリスクは、事業者が、市よりも効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としており、事業者が有するリスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できる。

2.5 総合的評価

本事業は、P F I 事業として実施することにより、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額について、約 4 % の縮減を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上、効果的かつ効率的なリスク負担も期待することができる。

したがって、本事業を P F I 事業として実施することが適当であると認められるため、P F I 法第 6 条に基づく特定事業として選定する。

担当課：生活福祉部廃棄物処理施設 P F I 担当

〒097 - 8686 北海道稚内市中央 3 丁目 13 番 15 号

電 話 0162 - 23 - 6161 F A X 0162 - 23 - 4038

e-mail pfi@city.wakkanai.hokkaido.jp

ホームページ <http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp>